

# 22

## 基地



## 概 況

### 基地の現状

神奈川県には、令和7年1月1日現在、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設（いわゆる米軍基地）が12か所あり、その面積は約1738万㎡で、本県総面積の約1%を占めている。

### 基地の返還等に向けた取り組み状況

人口の密集した市街地に位置している多数の基地の存在は、県民生活にさまざまな影響を与えている。このため県としては、県民の安全と福祉、さらに良好な生活環境を確保するため、地元関係市と連携して、「基地の整理・縮小・返還の促進」及び「基地周辺対策の充実・強化」に取り組んでいる。

また、基地との協力関係を深め、災害時における米軍との相互応援など、「基地との連携の推進」にも取り組んでいる。

(基地対策課)

### 駐留軍等労働者の状況

日米安全保障条約に基づく地位協定により、在日米軍の日本国内の提供施設における労務の需要は、日本政府の援助を得て充足されることとなっていることから、在日米軍基地で働く駐留軍等労働者は国が雇用主となり、在日米軍に提供しているところである。

駐留軍等労働者の労務管理事務については、これまでの実施機関である神奈川県に代わり、平成14年4月から横浜防衛施設局（現南関東防衛局）と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構横須賀及び座間支部とによる新たな事務処理体制で実施しているところである。

駐留軍等労働者は、横須賀海軍施設・キャンプ座間など県内11か所の米軍施設において、事務・通訳・警備・営繕・艦船修理など多岐にわたる職務に従事し、在日米軍の任務遂行に不可欠な役割をはたしている。

また、駐留軍等労働者は、令和7年3月末日現在で県別全国最多の8982人が在籍しており、これは全国2万5683人の約35.0%を占めている。

(南関東防衛局)

# 1 提供施設の現況

(令和7年1月1日現在) 資料提供：基地対策課

| 施設名            | 軍別 | 土地面積          | 所在市      |
|----------------|----|---------------|----------|
|                |    | 千㎡            |          |
| <b>計</b>       |    | <b>17,384</b> |          |
| 根岸住宅地区         | 海  | 429           | 横浜市      |
| 横浜ノース・ドック      | 陸  | 523           | 横浜市      |
| 鶴見貯油施設         | 海  | 184           | 横浜市      |
| 吾妻倉庫地区         | 海  | 802           | 横須賀市     |
| 横須賀海軍施設        | 海  | 2,363         | 横須賀市     |
| 浦郷倉庫地区         | 海  | 194           | 横須賀市     |
| 池子住宅地区及び海軍補助施設 | 海  | 2,882         | 逗子市、横浜市  |
| 相模総合補給廠        | 陸  | 1,967         | 相模原市     |
| 相模原住宅地区        | 陸  | 593           | 相模原市     |
| キャンブ座間         | 陸  | 2,292         | 相模原市、座間市 |
| 厚木海軍飛行場        | 海  | 5,056         | 綾瀬市、大和市  |
| 長坂小銃射撃場        | 海  | 97            | 横須賀市     |

- (注) 1 長坂小銃射撃場は自衛隊管理、期間を定めて米軍共同使用。  
 2 面積は四捨五入によっているので、計が符合しないことがある。

## 2 提供施設の全面返還状況

### 1 提供施設の年度別推移 面積単位：千m<sup>2</sup>

資料提供：基地対策課

| 年度別       | 施設数 | 施設面積   | 備考                    |
|-----------|-----|--------|-----------------------|
| 昭和27.4.28 | 162 | 35,861 | 昭和27年4月 平和条約発効        |
| 昭和32      | 95  | 34,508 | 昭和32年6月 岸・アイゼンハワー共同声明 |
| 昭和35      | 58  | 31,253 | 昭和35年6月 新安保条約発効       |
| 昭和40      | 48  | 26,649 | 昭和40年2月 北ベトナム爆撃開始     |
| 昭和50      | 26  | 22,661 | 昭和50年4月 サイゴン陥落        |
| 平成元       | 19  | 21,438 | 平成元年12月 冷戦終結          |
| 令和6       | 12  | 17,384 | 現在                    |

- (注) 1 施設数、施設面積は防衛省による。  
2 昭和27年4月28日は平和条約発効日、各年度は3月31日現在。

### 2 全面返還された提供施設の一覧（昭和50年度以降） 面積単位：m<sup>2</sup>

資料提供：基地対策課

| 返還年月日     | 施設名        | 土地面積       | 所在地                 | 跡地利用の現況               |
|-----------|------------|------------|---------------------|-----------------------|
| 昭50.10.6  | 米陸軍出版センター  | 約57,040    | 川崎市中原区木月            | 県立高校、市民公園             |
| 昭52.9.9   | 横浜ベーカリー    | 約6,200     | 横浜市神奈川区金港町          | 所有者に返還                |
| 昭53.6.19  | 横浜チャペルセンター | 約8,900     | 横浜市中区横浜公園           | 横浜公園                  |
| 昭56.4.1   | 米陸軍医療センター  | 約197,437   | 相模原市南区相模大野          | 県立学校、住宅、文化施設          |
| 昭57.3.31  | 横浜海浜住宅地区   | 約705,000   | 横浜市中区本牧町ほか          | 商業施設、住宅、下水処理場等        |
| 3.31      | 新山下住宅地区    | 約61,000    | 横浜市中区新山下町ほか         | 市営住宅等                 |
| 昭58.10.28 | 海軍兵員クラブ    | 約8,500     | 横須賀市本町              | 商業施設等                 |
| 平5.8.31   | 大観山通信施設    | 約9,200     | 足柄下郡湯河原町、箱根町        | 民有地は所有者に返還<br>県有地は県有林 |
| 平6.4.1    | 横浜冷蔵倉庫     | 約20,300    | 横浜市中区新港町            | 道路等                   |
| 平12.3.31  | 神奈川ミルクプラント | 約10,499    | 横浜市神奈川区亀住町ほか        | 保育所、公園等               |
| 平17.12.14 | 小柴貯油施設     | 約526,205   | 横浜市金沢区柴町ほか          | 都市公園                  |
| 平21.5.25  | 富岡倉庫地区     | 約29,000    | 横浜市金沢区富岡東、鳥浜町       | 横浜市衛生研究所              |
| 平26.6.30  | 深谷通信所      | 約774,000   | 横浜市泉区和泉町、中田町        | 検討中                   |
| 平27.6.30  | 上瀬谷通信施設    | 約2,422,000 | 横浜市旭区上川井町、瀬谷区北町、瀬谷町 | 検討中                   |

- (注) 1 県基地対策課調（令和7年3月31日現在）。  
2 土地面積は、最終返還時の面積。閣議決定資料による。  
3 小柴貯油施設については、制限水域約420,000m<sup>2</sup>が残っている。

### 3 駐留軍等労働者数

(各年3月31日現在) 南関東防衛局調

| 年 別     | 計     | 基本労務契<br>約 | 諸機 関<br>労務協約 | 全 国 計  | 全 国 比 |
|---------|-------|------------|--------------|--------|-------|
|         | 人     | 人          | 人            | 人      | %     |
| 令 和 5 年 | 9,041 | 7,952      | 1,089        | 25,867 | 35.0  |
| 6 年     | 8,994 | 7,931      | 1,063        | 25,779 | 34.9  |
| 7 年     | 8,982 | 7,912      | 1,070        | 25,683 | 35.0  |

- (注) 1 基本労務契約とは、在日米軍の各司令部等の事務員、技術要員、運転手、警備員等を対象とする契約。  
 2 諸機関労務協約とは、在日米軍施設内の食堂、売店等の諸機関（地位協定第15条に規定される諸機関）のウエイトレス、販売員等を対象とする協約。

### 4 施設別駐留軍等労働者数

(令和7年3月31日現在) 南関東防衛局調

単位 人

| 施 設               | 計     | 基本労務契約 | 諸機関労務協約 |
|-------------------|-------|--------|---------|
| 根 岸 住 宅 地 区       | 15    | 15     | -       |
| 横 浜 ノ ー ス ・ ド ッ ク | 174   | 159    | 15      |
| 鶴 見 貯 油 施 設       | 72    | 72     | -       |
| 吾 妻 倉 庫 地 区       | 115   | 115    | -       |
| 横 須 賀 海 軍 施 設     | 5,307 | 4,697  | 610     |
| 浦 郷 倉 庫 地 区       | 48    | 48     | -       |
| 池子住宅地区及び海軍補助施設    | 137   | 109    | 28      |
| 相 模 総 合 補 給 廠     | 555   | 546    | 9       |
| 相 模 原 住 宅 地 区     | 112   | 87     | 25      |
| キ ャ ン プ 座 間       | 1,575 | 1,354  | 221     |
| 厚 木 海 軍 飛 行 場     | 872   | 710    | 162     |